平成２６年（フ）第４９５０号
大阪市港区磯路１丁目１番３－708号、前住所大阪市港区港晴２丁目13番３号　ヴィラ港晴410号
債務者　谷口　雪絵
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６号
釧路市美原５丁目６番932号　M27の932
債務者　宇田　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３７号
釧路市美原５丁目６番932号　M27の932
債務者　宇田伊美子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
東京都あきる野市牛沼269－１　エステートピアＫ２号棟102
債務者　望月　美里
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９号
東京都大田区東矢口３丁目25－８－101
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３号
東京都杉並区下井草５丁目２－５－306
債務者　浅井　和之
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０号
東京都世田谷区下馬３丁目32－８－101
債務者　吉田　美佳
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７号
東京都新宿区須賀町６－38
債務者　長井美重子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２号
東京都府中市清水が丘３丁目45－10
債務者　和智　一男
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７号
埼玉県越谷市蒲生南町14－23
債務者　川島惠美子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８号
東京都板橋区向原３丁目５－10－109
債務者　柳沼　真吾
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９号
沖縄県うるま市みどり町５丁目16番９－201号　トーマスマンション具志川Ⅰ
債務者　城間　明美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２０６号
沖縄県沖縄市嘉間良２丁目１番51号　真喜志第２アパート202
債務者　富濱喜代子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２０９号
沖縄県宜野湾市真志喜２丁目６番16号　マンション城の華３－Ｄ
債務者　砂川　憲雅
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１８５３号
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目24番１号
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９７３号
横浜市泉区和泉中央南３丁目13番６号
債務者　荒井　絵美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部